

託送供給等約款以外の供給条件の認可及び再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認について

（趣旨）

令和3年3月19日付けで、各一般送配電事業者から経済産業大臣宛に、託送供給等約款（以下「託送約款」という。）以外の供給条件の認可申請及び再生可能エネルギー電気卸供給約款（以下「再エネ卸約款」という。）以外の供給条件の承認申請があり、同日付けで、経済産業大臣から委員会に対し、意見の求めがあったところ、これらの申請への委員会としての回答について御審議いただく。

1．経緯

経済産業省は、本年1月の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額インバランス精算金や再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられることから、令和3年2月12日付けで、インバランス精算金及び再エネ卸約款に基づく料金の分割払いを可能とする託送約款以外の供給条件の認可及び再エネ卸約款以外の供給条件の承認を行った。

その後、令和3年3月5日に、本年1月のインバランス料金の確報値が、平均約78円/kWhと公表され、これまで順次公表されてきた速報値の平均約59円/kWhと比べて大きく乖離し、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響が考えられる状況となった。

こうした状況は、電気事業法第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」及び再エネ特措法第18条第2項ただし書に規定する「再エネ卸約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられるとして、経済産業省は、一般送配電事業者に対し、令和3年2月12日付けで認可及び承認した支払分割の分割回数を増やす措置等を講ずることを要請した。【参考資料1】

この要請を踏まえ、令和3年3月19日付けで、各一般送配電事業者から経済産業大臣宛に託送約款以外の供給条件の認可申請及び再エネ卸約款以外の供給条件の承認申請があり、それぞれ電気事業法第66条の11及び再エネ特措法第21条の規定に基づき、経済産業大臣から委員会に対し意見の求めがあった。【参考資料2、3】

2．託送供給等特例認可申請の概要

令和3年2月12日付けの認可内容について以下を変更するもの。

- ・分割適用の申込期限：令和3年3月15日を、令和3年3月25日までとする。
- ・分割支払回数：支払回数の上限5回（支払期日：令和3年8月6日）を、上限9回（支払期日：令和3年12月8日）とする。

(電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請)【参考資料2】

申請者：一般送配電事業者10社

特例措置の申請内容

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月25日の間に、本認可を受けた一般送配電事業者へ、当該一般送配電事業者が所定する様式により適用申込書、支払計画書及び次の適用要件を満たす証明書類の提出があり、その適用要件を満たす場合には、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金及び給電指令時補給電力料金(令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたもの)を最大9回に分割して支払うことができることとする(その場合の9回目の支払期日は令和3年12月8日)。

<適用の要件>

イ 需要家保護

需要家の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要家への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)及び(ロ)の措置を行っていること。

(イ)新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ)契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)及び(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ)契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ)契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ)契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場(ベースロード取引および先渡取引を除きます。)における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約(卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。)の締結等を行なっていること。

契約者は、所管の官庁および本認可を受けた一般送配電事業者以外の一般送配電事業者に対し、本認可を受けた一般送配電事業者が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意すること。

3．再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請の概要

令和3年2月12日付けの承認内容について以下を変更するもの。

- ・分割適用の申込期限：令和3年3月15日を、令和3年3月25日までとする。
- ・分割支払回数：支払回数の上限4回（支払期日：令和3年7月15日）を、上限9回（支払期日：令和3年12月15日）とする。

（再エネ特措法第18条第2項ただし書の規定による承認申請）【参考資料3】

申請者：一般送配電事業者10社

特例承認の申請内容

契約者から令和3年2月15日までに経済産業省を通じて、本承認を受けた一般送配電事業へ申し出があった場合には、再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金及び再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金の支払期日を、令和3年4月15日まで延長する。（令和3年2月15日以降、最初に支払期日を迎える料金に限る）

また、令和3年3月25日までに、本承認を受けた一般送配電事業者へ当該一般送配電事業者が所定する様式により適用申込書、支払計画書及び次の適用要件を満たす証明書類の提出があり、その適用要件を満たす場合には、再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金及び再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金を最大9回に分割して支払うことができることとする（その場合の9回目の支払期日は12月15日）。

< 適用の要件 >

上記2．に掲げる適用の要件と同じ

4．認可申請・承認申請に係る意見について

本年1月の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額のインバランス精算金や再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては需要家にとっても大きな影響を与える場合があると考えられる（インバランスの精算金の見積りは、前回認可・承認した際の速報値59円/kWhから、確報値として78円/kWhに増加）。

こうしたことから、本申請の供給条件については、電気事業法等の該当条文に照らし、託送約款及び再エネ卸約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件として認可等して差し支えないものと考えられる。

これを踏まえ、別紙1及び別紙2のとおり、当委員会として、それぞれ認可等することに異存がない旨を回答することとしたい。

< 参考 1 > 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

（託送供給等約款）

第十八条

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

< 参考 2 > 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）

（再生可能エネルギー電気卸供給約款）

第十八条

2 電気事業者は、前項の規定による届出をした再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行ってはならない。ただし、その再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行うときは、この限りでない。

（意見の聴取）

第二十一条 経済産業大臣は、第十七条第二項、第十八条第三項若しくは第十九条第三項の規定による命令又は第十八条第二項ただし書の規定による承認をしようとする場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下この節において「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(別紙 1)

経済産業省

20210319電委第1号
令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年3月19日付け20210319資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(別紙 2)

経済産業省

20210319電委第2号
令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認について(回答)

令和3年3月19日付け20210319資第19号により貴職から当委員会に意見を求められた再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存ありません。